

六、月寄費の加入の件、有為松重全入の定年、右後つて事のつゝある之を唱へ常に我々協賛會運動史上に太く長き線と引きて本年以降は全し終つたのである。 以下

◎我が協賛會在り多岐と極めたることさあろりあり

ありたらぬところが多いたらうか詳し下し、

それな故我々心づく事(印刷物の)

◎新法に解決して未だ改定は下船中あり。我々協賛會に莫大の費用が入るは高船。我々船の司付部は諸君は令船の我々を述べ提供してはくれぬ。そこあり。 以下

七月五日の大会が決議した件は、新法は諸君にとつて堪へ難いと思はれおぼせうか我々を排し奮闘して解決し下し、こゝに我々あり、

事務主任

七月十日付

新法同日互合臨時大会開催の件。

前日同日互合臨時大会開催の件。我々協賛會の方面面議の後、一、再興の期は、其の村集の協和より七月八日午後一時より横濱市花崎町第一新法同日互合臨時大会を開催する。 以下

村松信太郎、石井君左衛門、山岸 正
新法同日互合臨時大会開催の件。

この西島若年協賛會に、我々左記二書案を提出する。 以下

一、新法同日互合臨時大会開催の件。

2. 7. 13
13 78